

守山市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型・通所型サービスの概要

令和3年10月1日

守山市健康福祉部長寿政策課

1 サービス内容と利用対象者

型	名 称	内 容	対象者
訪問型	介護予防訪問型サービス	「旧介護予防訪問介護」と同様のサービス（「身体介護」および「生活援助」サービス）	事業対象者 要支援 1， 2 <u>ただし、※1に限る。</u>
	生活援助サービス	「旧介護予防訪問介護」と同様のサービス（ただし、「生活援助」サービスに限る。）	事業対象者 要支援 1， 2
通所型	介護予防通所型サービス	「旧介護予防通所介護」と同様のサービス（入浴、排せつ、食事等その他の日常生活支援および機能訓練）	事業対象者 要支援 1， 2 <u>ただし、※2に限る。</u>
	リハビリデイ	機能訓練指導員による運動器機能訓練を含んだ短時間型の通所型サービス	事業対象者 要支援 1， 2
	ゆったりデイ	体操、レクリエーション等による介護予防のための通所型サービス	

※1 介護予防訪問型サービスの利用対象者

- (1) 介護予防ケアマネジメントにより身体介護が必要と認められる者
- (2) 認知症、難病等の進行性疾患により日常生活に支障があり、身体介護を必要とする者
- (3) 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者

※2 介護予防通所型サービスの利用対象者

- (1) 認知症、難病等の進行性疾患があり、介護予防ケアマネジメントにより専門性の高い支援が必要と認められる者
- (2) 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者

(備考)

「認知症、難病等の進行性疾患」については、主治医意見書または診療情報提供書の診断名を利用条件の参考とします。

「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患(特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患を除く。)により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。(介護保険法施行令第1条の2ほか)

2 利用回数

項目		訪問型サービス		通所型サービス	
		介護予防訪問型サービス	生活援助サービス	介護予防通所型サービス	リハビリデイ ゆったりデイ
事業対象者	週1回	○	○	○	○
	週2回	※	※	※	※
要支援1	週1回	○	○	○	○
要支援2	週1回	※	※	※	※
	週2回	○	○	○	○

※ 原則、「事業対象者」・「要支援1」の方は週1回、「要支援2」の方は週2回です。
地域包括支援センターにおいて、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの上、利用者の状態に応じた適切な利用回数を決定します。